

すっかり秋めいてきました。あつたか衣料品が必需となっ  
 てきました。 3日 文化の日, 7日 立冬, 15日 七五三,  
 22日 小雪, 23日 勤労感謝の日

## 1. November ご案内 改正情報

法改正で今年成立した雇用関連法について  
以下に掲げました。

- ①労働者派遣法（3月）  
・・・5月号「法律ワンポイントで概要解説」
- ②障害者雇用促進法政令改正（6月）  
・・・現行 1.8%→2.0%へ（平成 25.4 から）6月号「統計情報に記載」
- ③労働契約法（8月）（平成 25.4 から）  
・・・9月号「法律ワンポイントで解説」 今月「統計情報に記載」
- ④年金機能強化法（8月）短時間労働者（パートなど）に対する厚生年金・健康保険の加入適用  
対象 拡大法案・・・7月号「法律ワンポイントで解説」
- ⑤高年齢者雇用安定法（8月）・・・10月号「法律ワンポイントで解説」
- ⑥改正育児・介護休業法「全面施行」（7月）・・・6月号「法律ワンポイントで解説」



岐阜県恵那の「東濃牧場、中央は筆者」

☆ 現在の保険料率 ※（労使折半料率）健康保険 49.85（愛知）／1000、介護保険 7.75／1000  
 厚生年金保険 83.83／1000 雇用保険 5／1000（建設業 6／1000）

## 2. 名言名句

### 「ケ・セラ・セラ (Que sera sera)」

アルフレッド・ヒッチコック監督の映画『知りすぎていた男』（1956年）でアメリカ女優・歌手ドリス・  
 デイが歌った曲。スペイン語のブローケン成句で「なるようになる」の意味のようです。英語では  
 「Whatever Will Be, Will Be」。ポジティブな気持ちでの「なるようにしかならない」で、「人間万事  
 塞翁が馬」にも通じると思います。

## 3. 法律ワンポイント この言葉「ソーハラ」をご存じですか？

インターネット関連サービス会社セレージャテクノロジーの10月9日付け発表によると、2012  
 年10月時点の日本国内におけるフェイスブックユーザーは推定1,621万人（前月比221万人増）  
 と、アジア圏内で5番目にユーザー数が多い国となっています（1位インド、2位インドネシア、  
 3位フィリピン、4位タイ）。

### フェイスブックユーザーが悩む「ソーハラ」とは？

企業の採用活動においても活用されることが増えてきたフェイスブック（以下、「FB」）です  
 が、利用マナーをめぐる問題も増えてきています。

「ソーハラ」とは、「ソーシャルメディア・ハラスメント」の略称で、ソーシャルメディア上にお  
 けるハラスメント行為を指しますが、主に、上司の部下に対する「『友達』承認」の強要や、  
 上司の書込みに対する「いいね！」反応の強要などを指すものとして使われています。

ソーハラ被害にあったユーザーの中には「上司からの友達申請を承認したが、プライベートの友人とのやり取りまで知られるのがイヤでFBへの書込みをやめてしまった」という人もいますが、加害者となっている上司は、自身のハラスメント行為についての認識が低いようです。こんなユーザーは嫌われる！

FBには、閲覧者が「いいね！」ボタンをクリックすると投稿者に自分が共感したことを伝えられる機能がありますが、記事を投稿する度に「いいね！」を押されると、「監視されているみたいだ」と感じる人が多いようです。また、FB上での人脈拡大は「友達申請」と「承認」から始まりますが、若い社員の多くは、上司からの友達申請は好ましく思っていないようです。さらに、FB上のプライベートな書込みについて、「あれどうなったの？」などと職場で話題にされることは嫌だと感じる人が多いようです。上記のような行動が見られるユーザーは嫌われる傾向にあるようですから、すでにFBユーザーの方もこれから始める方も、節度を守って楽しむことが求められると言えるでしょう。

筆者も友人から誘われ登録はしましたが、ほとんど利用していません。WEB上での企業PR「いいね！」を押すのでも、常にためらっています。良識的なマナー（この基準が個人によって違うので難しい！）で対応したいところです。

#### <BYOD>とは？>

最近、スマートフォン、高性能ノートパソコン、タブレット等の業務利用が増えてきて、個人の端末を業務で扱う場合、何らかの規約でその利用を定義する必要があるでしょう。私物のモバイル機器を業務に利用することを「BYOD（“Bring Your Own Device”の略）」と言います。BYODでは、自社の情報資産等を扱う以上、企業の管理者が端末の遠隔消去の実行権を持つなど規約の中で自社の就業規則に定める、またその遵守を誓約書にする等が考えられます。

#### 4. 統計情報

① 厚生労働省は、がん患者の治療と職業活動の両立を支援する事業を来年度から始めることを明らかにし、就労問題に詳しい専門家を雇う病院に対して補助金を出すことがわかった。今年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」の柱である「働く世代への支援」の初の具体策となる（10月2日）。

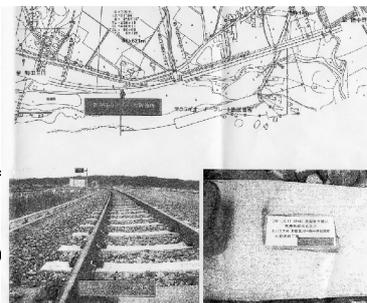
#### ② 改正労働契約法 4月に施行／5年超で無期雇用に転換

厚生労働省の労働政策審議会は10月10日、諮問を受けていた「労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」「労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案要綱」などを「妥当」として、三井辨雄厚生労働相に答申した。改正労働契約法の施行日は来年4月1日。有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入する。<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002lhmc.html>

③ 厚生労働省は、雇用促進税制の減税幅について、現在の1人あたり20万円から40万円に倍増する方針を示した。昨年度に増加した雇用数が目標の半分程度にとどまりそうなことを受け、企業による制度の利用増を図りたい考え。来年度の「税制改正要望」に盛り込んだ。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

④ 国土交通省・厚生労働省は、建設業における従業員の社会保険加入を促進するため、今年11月に、建設業の許可・更新時や抜打ち検査実施時に、社会保険への加入状況を確認する制度を導入する方針を明らかにした。改善されない場合、営業停止などの処分の対象とする考え。



**HRM** Tanaka  
Human Resources  
Management

三陸鉄道支援プロジェクト・・・東日本大震災で甚大な被害を受けた三陸鉄道の復旧のために「枕木にネームプレート設置で応援する」プロジェクトに昨年、一口支援致しました。陸中野田～野田玉川駅間は今年4月に開通しました。そのプレートを「自らの手で設置できるイベントの案内」が来ました。「こんな機会はない！」是非とも思いましたが、そのツアーの日（11/17-18）は、先約があり断念せざるを得ませんでした。なんとか早い時期に訪れたいと考えています。

現在、三陸鉄道は「北リアス線と南リアス線」があり、北リアス線が小本～田野畑間を除いて運行、南リアス線は全線運休となっています。早い全線開通を祈ります。<http://www.sanrikutetsudou.com/>

先月も書きましたが、復興予算を真に被災地へと思います。南リアス線も復旧していませんが、関連するJR「山田線」は、バスに転換（BRT: Bus Rapid Transit）への動きがありますが（地元自治体は拒否）、国が動いて「鉄道として」是非復活させて欲しいと願います。（S）